



事業所から出るごみは ごみ集積所に出せません

事業所(商店、飲食店、病院、工場、事務所など)から出る事業活動に伴って生じたごみは「事業系廃棄物」で、家庭ごみの集積所に出すことはできません。法律により事業者自らの責任において処理することになっています。詳しくは、一般社団法人 滋賀県産業資源循環協会へお問い合わせください。 TEL **077-521-2550**



亡くなった犬・猫などの小動物の引き取り

ペットなどが亡くなった場合、市が委託している動物霊園にて火葬を行います。利用には市役所窓口での申請と手数料が必要です。

担当課:市役所 環境政策課 TEL **077-561-2341**

申込方法:窓口で申請後、死体をお預かりします。(詳細は申請時に説明します)

申込受付:平日 午前8時30分から午後5時15分まで

留意事項:お預かり場所とは別の場所で複数体まとめて火葬を行いますので、収骨することはできません。また、火葬を行うまでの間、冷凍庫で保管します。

※飼い主のわからない小動物が道路上で死んでいる場合も上記担当課へ連絡ください。



正しい分別に協力ください

ごみ収集車で火災事故が発生する主な原因は、カセットガスボンベやライターの分別不良です。

発火の恐れがあるスプレー缶、カセットボンベ、アウトドア用ガス缶、ライター等は、必ず中身を出し切り、正しい分別方法で出してください。

また、さびたスプレー缶や膨張したバッテリーなど、不安のあるものの処理については、クリーンセンターに相談ください。



食品ロス削減

食品ロスとは、食べられることなく捨てられてしまっている食べ物のことです。日本では年間600万トン以上の食品ロスが発生しています。3キリ運動や3010運動+など、環境や家計、健康にも優しい取組で食品ロスを減らしましょう。

3キリ運動

食品ロスを減らすためにできること

- 食品は無駄なく購入して、使い**キリ**
- 料理は残さず、おいしく楽しく食べ**キリ**
- 水気を切って、ごみを出す水**キリ**

